

愛知県地域防災計画の修正（案）の要旨

I 愛知県地域防災計画の修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 主な修正内容

1. 避難所における感染症対策の推進

<新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策>

(1) 避難所における過密抑制対策等の推進

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 地震・津波編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 11
- 地震・津波編 p 9

■風水害等編

第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（令和2年6月修正）	修正案
第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備等
市町村における措置 (略) (5) 避難所の運営体制の整備 (略) <u>(追加)</u>	市町村における措置 (略) (5) 避難所の運営体制の整備 (略) <u>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u>

■地震・津波編

第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(2) 避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上
■地震・津波編	第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 10、14
■地震・津波編	p 8、12

■風水害等編

第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行 (令和2年6月修正)	修正案
第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備等
<p>市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p>	<p>市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>マスク、消毒液の備蓄に努める</u>。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p>

第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

現行 (令和2年6月修正)	修正案
第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報
<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>(略)</p>	<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(略)</p>

現行（令和2年6月修正）	修正案
<p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、<u>マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。</u>さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>

■地震・津波編

第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

2. 災害リスクととるべき行動の理解促進

<令和元年東日本台風の教訓を踏まえた取組>

- (1) ハザードマップ等の配布・回覧時における居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知
- (2) 避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第2章 水害予防対策

<新旧対照表>

■風水害等編 p 2

■風水害等編

第2編 第2章 水害予防対策

現行（令和2年6月修正）	修正案
第4節 浸水想定区域における対策	第4節 浸水想定区域における対策
<p>(略)</p> <p>4 浸水想定区域のある市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>4 浸水想定区域のある市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</p> <p>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢として</p>

現行（令和2年6月修正）	修 正 案
	あること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

<p><修正箇所></p> <p>■風水害等編 第2編 第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p><新旧対照表></p> <p>■風水害等編 p 1</p>
--

■風水害等編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

現行（令和2年6月修正）	修 正 案
第3節 企業防災	第3節 企業防災
<p>1 企業における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 企業における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。<u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>

3. 長期停電・通信障害への対応強化

<令和元年房総半島台風の教訓を踏まえた取組>

(1) 事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震・津波編	第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 7
■地震・津波編	p 5

■風水害等編

第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現 行 (令和2年6月修正)	修 正 案
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
(略)	(略)
7 情報の収集・連絡体制の整備	7 情報の収集・連絡体制の整備等
(略)	(略)
(追加)	(3) 被災者等への情報伝達
	<u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u>
	<u>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u>
(略)	(略)

■地震・津波編

第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(2) 病院等重要施設の非常用電源確保の推進

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震・津波編	第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	

- 風水害等編 p 1 1
- 地震・津波編 p 9

■風水害等編

第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（令和2年6月修正）	修正案
第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 社会福祉施設等における対策 (略) (追加)	県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 社会福祉施設等における対策 (略) オ 非常用電源の確保等 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
(略)	(略)

■地震・津波編

第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(3) 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化

<修正箇所>		
<ul style="list-style-type: none"> ■風水害等編 第2編 第8章 第3編 第13章 ■地震・津波編 第2編 第6章 第3編 第14章 	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 ライフライン施設等の応急対策 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 ライフライン施設等の応急対策 	
<新旧対照表>		
<ul style="list-style-type: none"> ■風水害等編 p 6、22 ■地震・津波編 p 4、18 		

■風水害等編

第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（令和2年6月修正）	修正案
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置	1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置

(4) 通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有

<修正箇所>	
■風水害等編	第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策
■地震・津波編	第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 22
■地震・津波編	p 18

■風水害等編

第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策

現行 (令和2年6月修正)	修正案
第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置
<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(略)</p>
<p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(略)</p>

■地震・津波編

第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。